

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 6 4 号

函館市電車乗車料金条例の一部改正について

函館市電車乗車料金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市電車乗車料金条例の一部を改正する条例

函館市電車乗車料金条例（昭和 4 4 年函館市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「1 人」を「4 人まで」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号ア中「2 1 0 円」を「2 5 0 円」に改め、同号イ中「2 3 0 円」を「2 7 0 円」に改め、同号ウ中「2 5 0 円」を「2 9 0 円」に改め、同号エ中「2 6 0 円」を「3 0 0 円」に改め、同項第 2 号ア中「1 1 0 円」を「1 3 0 円」に改め、同号イ中「1 2 0 円」を「1 4 0 円」に改め、同号ウおよびエ中「1 3 0 円」を「1 5 0 円」に改め、同条第 5 項第 1 号中「2 0, 0 0 0 円」を「2 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 2 号中「1 0, 0 0 0 円」を「1 3, 0 0 0 円」に改める。

別表中「8, 8 1 0 円」を「1 0, 5 0 0 円」に、「9, 6 8 0 円」を「1 1, 3 4 0 円」に、「1 0, 3 2 0 円」を「1 2, 1 8 0 円」に、「1 0, 7 7 0 円」を「1 2, 6 0 0 円」に、「2 5, 1 0 0 円」を「2 9, 9 3 0 円」に、「2 7, 6 1 0 円」を「3 2, 3 2 0 円」に、「2 9, 4 1 0 円」を「3 4, 7 1 0 円」に、「3 0, 6 9 0 円」を「3 5, 9 1 0 円」に、「4 7, 5 7 0 円」を「5 6, 7 0 0 円」に、「5 2, 2 7 0 円」を「6 1, 2 4 0 円」に、「5 5, 7 3 0 円」を「6 5, 7 7 0 円」に、「5 8, 1 6 0 円」を「6 8, 0 4 0 円」に、「1, 4 0 0 円」を「1, 6 0 0 円」に、「7 0 0 円」を「8 0 0 円」に、「2, 4 0 0 円」を「2, 6 0 0 円」に、「1, 2 0 0 円」を「1, 3 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の函館市電車乗車料金条例（以下「旧条例」という。）の規定により発行された通用期間を定めた乗車券（普通定期乗車券（第3条第3項の規定に基づき公営企業管理者（以下「管理者」という。）が定める普通定期乗車料金を支払った者に対して第4条第1項の規定に基づき管理者が発行する乗車券をいう。）に限る。以下同じ。）は、改正後の函館市電車乗車料金条例の規定により発行された通用期間を定めた乗車券とみなす。
- 3 施行日前に旧条例の規定により発行された1日乗車券（第3条第3項の規定に基づき管理者が定める1日乗車料金を支払った者に対して第4条第1項の規定に基づき管理者が発行する乗車券をいう。以下同じ。）および2日乗車券（第3条第3項の規定に基づき管理者が定める2日乗車料金を支払った者に対して第4条第1項の規定に基づき管理者が発行する乗車券をいう。以下同じ。）であって、一定の期間内に使用の開始がされない場合に特別の手續を要しないで払戻しがされる旨の条件（以下「払戻条件」という。）が付されているもの（以下それぞれ「払戻条件付1日乗車券」および「払戻条件付2日乗車券」という。）の取扱いについては、払戻条件付1日乗車券にあつては施行日以後施行日から起算して3日を経過する日までの間、払戻条件付2日乗車券にあつては施行日以後施行日から起算して4日を経過する日までの間、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例の規定により発行された1日乗車券および2日乗車券であって、払戻条件が付されていないもの（以下それぞれ「旧1日乗車券」および「旧2日乗車券」という。）の取扱いについては、旧1日乗車券にあつては施行日以後施行日から起算して1年を経過する日（以下「1年経過日」という。）までの間、旧2日乗車券（1年

経過日の前日までに使用を開始するものに限る。) にあっては施行日以後1年経過日までの間、旧2日乗車券(1年経過日に使用を開始するものに限る。) にあっては施行日以後1年経過日の翌日までの間、なお従前の例による。

- 5 旧1日乗車券および旧2日乗車券であって、1年経過日の翌日の到来の時点において使用を開始していないもの(以下「未使用旧乗車券」という。) は、同日以後においては、次項の規定により取り扱われる場合を除き、無効とする。
- 6 未使用旧乗車券については、1年経過日の翌日以後同日から起算して4年を経過する日までの間に限り、管理者が別に定める方法により払戻しをすることができる。
- 7 前項の規定による払戻しに係る手数料は、無料とする。

(提案理由)

保護者が同伴する場合に電車の乗車料金が無料となる1歳以上小学校入学前の者の人数の上限を改め、および普通乗車料金等を改定するため